

納税猶予の相談シート (宛名番号：

) ※裏面あり

住所			
氏名		電話番号	
【納税相談を希望する理由】			
<p>1. 保留・分割期間の選択 ※根拠資料の提出が必要です。 ※ボーナス支給月などの増額を希望する場合は希望額を記入ください。希望保留期間〔申請月から 年 月まで〕希望します。 ※保留期間は最大で令和5年6月までです。分割納付〔6ヶ月・10ヶ月・12ヶ月・保留後再度相談〕を希望します。 ボーナス月(月)納付額(円) ※分割納付をの期間は令和5年5月を超える場合は翌年の課税時期と重なるため再度相談が必要です。</p> <p>2. 保留・分割納付を申請に関する留意事項 ※裏面に留意事項の記載があるのでご確認ください※ 分割納付・保留期間経過後に再度相談が必要です。そのほか、6ヶ月(半年)ごとに収支の資料提出が必要です。保留・分割中も延滞金が計算されます。(本来の納期限の翌日から本税完納まで計算します) また分割納付中でも並行して督促状・催告書が届きますが、約束した分割納付額をお支払いください。(保留期間中も督促・催告書は届きます。)</p>			
(勤務先) 【 有 ・ 無 】 ※失業中の方は 無 を選択してください。			
(勤務先)	名称		電話番号
	所在地		
【根拠資料の提出】次の①～③のコピーをご提出ください(必須)。①給与明細(3ヶ月分)、②保有する全ての預金通帳の記録(直近3ヶ月分の履歴と金融機関名と氏名の記載があるページ)、③医療費や家賃等の出費の金額がわかる資料(1ヶ月分) ※給与明細が電子データの場合は通帳の給与振込履歴で確認します。履歴コピーにメモしてください。			
給与(年金)等受取口座	金融機関名	銀行・金庫・組合	本支店名 本店・支店・出張所
	口座種別 普通・定期()	口座番号	
	給与等支給日	毎月・隔月・週払・日払・手渡し	日支給
本人与生計を同一にする親族等 (※同居していても別生計は除く)			本人を除く 人
主な収入(月額) ※千円単位	本人手取収入 (給与・年金・報酬・手当等) 金額 ※年金は、振込金額を半分に記入してください。		円
	本人以外 (家族) の手取収入 (独立生計者は除く) 金額		円
	その他収入 (営業・不動産・副業等)		円
	収入合計額		円
主な支出(月額) ※千円単位	住宅関連費 (家賃・住宅ローン・地代等) ※該当するものに○をしてください。		円
	社会保険料 (国民健康保険、介護保険・年金)		円
	任意保険料 (生命保険、損害保険等)		円
	医療費 (実費相当分)		円
	借入金返済額 (※内訳は裏面にご記入ください。)		円
	主な支出合計金額		円
その他毎月3万円以上の支出		内容	円

現 在 の 財 産 状 況	不動産【有・無】※該当有の場合は□に✓のうえ、固定資産税の通知書コピー等提出 □ 現住所地の土地・建物(マンション含む) □ 現住所以外または中野区外の不動産の場合は下記に記入 (所在)〔 〕			
	預貯金口座【有・無】 ※引落等使用頻度の高い口座を一番上に記載してください(通帳コピー提出が必要です) ※保有する全ての預金の記録(直近3ヶ月分の履歴と金融機関名と氏名がわかるもの)			
	金融機関名	本支店名	口座番号	残高
	銀行・信金	支店・本店		円
	銀行・信金	支店・本店		円
	銀行・信金	支店・本店		円
	生命保険【有・無】 ※契約書・証書のコピーの提出が必要です。 ※提出が難しい場合は下記を記入し銀行口座の引落記録のコピーに直接記入してください。			
	保険会社		保険種類	保険掛金
	借入金【有・無】 ※借入の契約書または明細書の提出が必要です。 ※提出が難しい場合は下記を記入し銀行口座の引落記録のコピーに直接記入してください。			
借入先	借入総額	月額返済額	返済終了	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
借入合計額			円	

【注意事項】

- 猶予や相談に応じる事ができない場合があります
提出期限までに資料の提出がなかった場合や資料に不足、不備があり追加の提出がなかった場合は猶予、分割納付等の相談に応じる事はできません。
※区は必要に応じてお客様に直接連絡する場合がありますが、区からの連絡応答なく、連絡後2日間(土日祝日含まず)折り返しの連絡もない場合、この申請を取り下げたものとみなします。
- 相談中も財産の調査、差押等をする場合があります
財産を調査して中野区に伝えていない財産が判明した場合は、予告無く差押をすることがあります。
また、相談の際に伝えていただいた財産についても、差押をすることがあります。
- 督促状・催告書等が届きます
法令の規定による督促状が届きます。また、催告書をお送りすることもあります。
※中野区外にお住まいの場合は確認のため専門の訪問員が伺うことがあります。
- 延滞金がかかることがあります
法定納期限を超過した日数に応じて延滞金が計算されます。
延滞金の詳しい計算については、納付書の裏面または中野区ホームページをご覧ください。

電子申請 QR コード
電子申請からも資料
の提出ができます。

